

クラブ入会のご案内

- ◎一般社団法人ジャパンケネルクラブ（J K C）は、全国に所在する約900の愛犬クラブを正会員とする団体会員制を採用しています。クラブ会員として新規にご入会される方は、これら900の愛犬クラブのいずれかに、クラブ構成メンバーとしてご所属いただくこととなります。
お客様の情報については、東京都千代田区神田須田町1-5に所在するJ K C本部において一元的に管理しております。
- ◎ご入会の申請書は、愛犬クラブまたは登録畜犬業者にて受付後、J K C本部に送達され、コンピュータへのデータ登録終了後、本部よりお客様に直接、会員証を送付いたします。なお、お名前の登録でローマ字表記をする場合、J K Cではヘボン式を採用しています。
- ◎会報「J K C ガゼット」は、入会月の翌月(翌々月号)から1年間10回(1・2月号、7・8月号は合併号になります。)お送りします。
- ◎本紙裏面に、J K Cの個人情報の取扱いについて記載しておりますので、必ずご確認ください。ホームページにも同内容の掲載しております。

<https://www.jkc.or.jp/>

【お願い】

会報が、住所不明などで2回本部へ返送されますと発送保留となります。
会報がお手元に届かない場合は、必ず所属クラブまたは直接J K C本部会員課(03-3251-1655)までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ ■ 写真付会員証のご案内 ■ ■

ご入会をいただきますと、会員証(プラスチック製)をお送りします。
また、会員証の表面に、ご愛犬の写真(イラスト不可)をプリントするサービスを有料(入会金・年会費の他、会員証1枚につき500円をご負担いただきます。)にて行なっております。
なお、このサービスをお申し込みになる場合は、裏面の写真付会員証規則をご確認のうえ、下記枠内に写真を添付してください。(写真の添付が無い場合は、写真無しの会員証が発行されます。)

例：会費2年間分の入会+写真付会員証をお申し込みいただく場合
入会金2,000円+年会費1年目分4,000円+年会費2年目分3,000円
+写真付会員証代金500円=9,500円

のりしろ

この部分にのみ
のりを貼ってください

写真貼付欄

- 裏面に記載した写真付会員証規則をご確認ください。
- 写真はL判(タテ89mm×ヨコ127mm)横アングルのものをご貼付してください。
- 写真裏面に、お名前を記入してください。
- 写真はテープのりまたは両面テープでのりしろ部分のみ密着してください。ホチキス、セロハンテープは使用しないでください。
- 全面をのりで貼らないでください。

APPLICATION FORM FOR INITIATION

クラブ入会申込書

新

※ 入会申込および諸登録申請は、J K Cの愛犬クラブまたは登録畜犬業者に料金を添えてご提出ください。
(J K C本部直接の送付は受付けておりません。)
※ 切り取らずにこの用紙ごとにご提出ください。

太枠内を必ずご記入ください。

フリガナ SPELLING	会費年数	以前に会員であった方は旧会員番号をご記入ください。				
氏名 NAME	年					
住所	性別 男 女	生年月日		年	月	日 (歳)
	☎					

※ ご登録いただいたお名前・ご住所等の個人情報については、クラブ及びJ K Cの事業目的以外には使用いたしません。
また、会報や血統証明書等の宛て先となりますので正確にご記入ください。

- 注1) 暴力的不法行為を集団的に又は常習的に行うことを助長する恐れがある団体の構成員又はこれに準ずる者はクラブ入会できません。万一、入会手続後に関係者であることが判明した場合は取り消します。
- 注2) 入会には、入会金2,000円と年会費4,000円。年会費を2年間分以上一括して納入される場合は、2年目以後の会費が3,000円となります。ただし、一括納入の年数については、5年を上限とします。
(例：会費3年分の入会→入会金2,000円+年会費4,000円+3,000円+3,000円=12,000円)
- 注3) 一旦納入された入会金・会費の返還はできません。
- 注4) 会員籍(会員番号)の譲渡・譲受はできません。

〔取扱者〕 クラブ内で必要な場合にご記入ください。

ク ラ ブ 印	クラブ代表者・事務所担当者 登録クラブ取扱者・登録畜犬業者	本 部 記 入 欄
※ 必ず押印のこと	☎	2023年10月現在

■写真付会員証規則■

会員証への写真プリントサービスにつきましては、以下をご了解のうえお申し込みください。

1. 写真はL判(タテ89mm×ヨコ127mm)横アングルのものに限ります。写真全体をそのまま縮小し会員証に印刷いたします。写真の加工(色補正やトリミングなど)のご希望に沿うことはできませんのでご了承ください。
なお、ご愛犬の写真だけでなく、ご愛犬とご家族ご一緒の写真も受け付けますが、ご愛犬がJKC登録犬である必要があります。
2. 鮮明な印刷のため、なるべく明るい写真のご提出をお願いします。
3. 写真の返却はいたしません。
4. スキャナでの読み取りが不可能なケースが発生した場合は、料金、写真をご返却し、写真なし会員証を発行いたします。

※会員証に印刷された写真を交換する場合は、再度お申し込みが必要となります。

※複数のクラブにご入会されている場合で、それぞれのクラブ会員証を写真付会員証とする場合は、個別にお申し込みが必要となります。

■本サービスに関するお問い合わせは、

J K C本部会員課(03-3251-1655)までお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

◎一般社団法人ジャパンケネルクラブ(JKC)における個人情報の取扱いについて、以下の内容をご確認の上、JKC正会員クラブへのご入会をお申し込みください。なお、お申し込みをもって、以下の記載内容について同意いただいたこととさせていただきます。

1. 個人情報の収集について

個人情報は以下の本会の主たる業務において利用します。

- (1) 会員証、会報及び会費継続案内の送付
- (2) 犬籍関連証書(血統証明書、DNA登録証書、犬舎名証書、CH・訓練証書等)の送付
- (3) 申請された諸登録の内容に関わる問い合わせ、確認及び照会
- (4) 各クラブ会員が所属する本会クラブが開催する総会の招集通知送付
- (5) 資格保持者にとっては、資格関連通知の送付
- (6) その他、本会及び本会諸組織が開催する催し物に関わるご案内の送付
※なお、展覧会・各種競技会等に参加される際、出陳目録に氏名・住所(都道府県名)が掲載されます。

2. 個人情報の利用及び提供について

- (1) 個人情報をご提供いただく際に明示した利用目的(上記1-(1)~(6))の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。
- (2) ご提供いただいた個人情報を、「ご本人の同意がある場合」または「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示・提供することはありません。
- (3) 本会の業務の遂行上、機密保持契約を締結した業務委託先に個人情報を預託する場合があります。なお、この場合は、当該委託先による個人情報の取扱いについて厳正に監督・管理します。

3. 個人情報の開示、訂正、削除

クラブ会員は本会に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、本会は速やかに訂正または削除に応じるものとします。また、登録されたご住所等は犬籍関連証書及び会報の発送先となりますので、転居等による変更があった際は速やかに変更届をご提出ください。

4. 個人情報に関する問合せ先

一般社団法人ジャパンケネルクラブ本部総務部総務課 個人情報問合せ窓口 03-3251-1654